



外交学院规划教材

日本政治概况

苑崇利 谢若初 ◎编著



北京大学出版社
PEKING UNIVERSITY PRESS



外交学院规划教材

日本政治概况

苑崇利 谢若初 编著



北京大学出版社

图书在版编目(CIP)数据

日本政治概况:日文 / 苑崇利, 谢若初编著. —北京:北京大学出版社, 2015.8
(21世纪日语系列教材)

ISBN 978-7-301-26061-6

I. ①日… II. ①苑…②谢… III. ①日语-高等学校-教材②政治-概论-日本 IV. ①H36

中国版本图书馆CIP数据核字(2015)第163217号

日本政治概况

日本政治概况
日本政治概况
日本政治概况
日本政治概况

- 书 名 日本政治概况
著作责任者 苑崇利 谢若初 编著
责任编辑 兰 婷
标准书号 ISBN 978-7-301-26061-6
出版发行 北京大学出版社
地 址 北京市海淀区成府路205号 100871
网 址 <http://www.pup.cn> 新浪微博:@北京大学出版社
电子信箱 zpup@pup.cn
电 话 邮购部 62752015 发行部 62750672 编辑部 62754382
印刷者 三河市博文印刷有限公司
经 销 者 新华书店
787毫米×1092毫米 16开本 13.75印张 200千字
2015年8月第1版 2015年8月第1次印刷
定 价 38.00元

未经许可,不得以任何方式复制或抄袭本书之部分或全部内容。

版权所有,侵权必究

举报电话:010-62752024 电子信箱: fd@pup.pku.edu.cn

图书如有印装质量问题,请与出版部联系,电话:010-62756370

前 言

日本的政治制度,在中国的隋唐时代受到了中国的巨大影响,遣唐使和留学生回国后,蕴育了大化改新,以中国的律令为蓝本的《大宝律令》等,奠定了以天皇为中心的律令体制的政治基础。12世纪末起,武家的幕府与公家的朝廷两立,《禁中并公家诸法度》和《武家诸法度》等法律并用,使日本长期处于双重统治机构并存的状态。明治维新以来,日本全面学习西方,在君主立宪的政治体制基础上,建立了内阁制、议会制并成为亚洲第一个拥有宪法的国家。第二次世界大战后,日本以象征天皇制的形式延续了君主立宪制,新宪法确立的和平、民主、自由的三大政治理念深入人心。

目前,在日文版本的教材建设方面,虽然日本概况类教材不乏其书,在日本概况课中,政治部分的内容大多也有所涉及。但是,专门介绍日本政治概况的教材尚属空白,这似乎难以满足读者在深入了解日本政治方面的需求。综上所述的日本议会内阁制、象征天皇制等政治制度层面的知识,对学习日语的学生来说,似乎并不陌生,但又不一定很熟悉,亟需日本政治概况类的教材作为选修或自修之用。这将有助于读者在学习日本概况时,加深对日本的政治制度层面的了解,对于促进中日关系的良性发展是大有裨益的。

本书内容的基本框架,是以在外交学院日语专业近10年教学中应用的自编教材为基础,经数据更新和增添新的素材整理而成。本教材的初衷在于,它不仅是本科学生了解日本政治制度的入门书,亦可作为一般读者以及日本政治方向研究生的基础工具书和参考书使用。

本书的结构总体上以日本国宪法为依托,以日本的政治制度为主线,辅以政策的现状与课题等为副线来展开。主要内容以官方的政治文件和相关的最新数据为依据,主要的知识点和数据来源均注有出处,以便读者深入研究时参考。考虑到概况教材类别的特点,对书中涉及到的诸多观点、学说及至政策等内容,笔者本着客观的学术立场,在书中不予阐述个人观点,对历史人物、事件等亦不做纵深介绍。

作为基础教材,其知识点的深度和结构安排、具体涉及的范围、表述形式以及内容篇幅的设计等都是一件极具挑战性的工作。为使教材达到对日本的政治制度有一个较为明晰的认识的目的,全文在写作手法上本着删繁就简、由浅入深的原则,突出了内容的条理性和以点带面的形式,每个知识点基本都以词条形式展开,以期达到易读、易懂、易查、易记的效果。对于有一定深度和拓展性的内容则以注释、资料和小知识的形式在课文之外做导读。

对课文中一些便于归纳的内容加了边线框,以期视觉效果上一目了然。为方便初学者阅读,各章正文后列出了章内有代表性的人名、事件名称、专业词汇等主要汉字名词读音表,对动词等便于字典查找的词汇一般不列入其中。

附录是本书内容不可忽略的重要构成部分,主要分三方面内容。一是重要的法律性文件以及与本书内容相关联的政治文件。二是考虑整体内容的系统性和互通性,将表格形式的参考资料作为附录的一部分单独列出。三是列出了各章资料目录,以便于查找和掌握。

本书作者之一谢若初在数据收集以及文本的前期准备上做了大量的工作。写作过程中,得到了爱妻秦燕春在文字编辑和图像处理等电脑技术方面不厌其烦的帮助。出版和审校过程中,得到了北京大学出版社肖凤超编辑、兰婷编辑的鼎力帮助与协作。在相关内容的核定方面,得到了日本自治体国际化协会北京事务所长寺崎秀俊先生、日本政治评论家本泽二郎先生、中国社科院日本研究所教授吕耀东先生等国内外专家学者的悉心指教。在此一并向为本书的出版做出贡献的各位表示衷心的感谢!

本教材受外交学院本科教材建设项目资助。在验收过程中得到了外交学院本科教材建设项目验收专家,上述校外专家吕耀东教授、外交学院外语系主任李旦教授和副主任周萍萍副教授的宝贵意见,谨此致谢!

由于作者的水平和能力有限,书中难免会出现各种各样的疏漏和差误,期待各位同仁不吝赐教,以期今后得到逐步完善。由于时间紧蹙和资料来源有限,书中肯定会有诸多不足之处,敬请广大读者指正并多多包涵。

苑崇利

2015年夏于北京

目次

第一章 国のシンボル	1
第一節 国名・年号	1
第二節 国旗・国歌	2
第三節 国章・国花・国鳥	3
第二章 憲法	8
第一節 大日本帝国憲法(明治憲法)	8
第二節 日本国憲法(新憲法)	11
第三章 天皇	19
第一節 象徴天皇制	19
第二節 天皇の起源	20
第三節 天皇制の歴史	22
第四章 国会	34
第一節 三権分立制	34
第二節 国会の仕組み	35
第三節 国会の仕事	36
第五章 内閣	43
第一節 内閣制度	43
第二節 内閣総理大臣	47
第六章 行政	55
第一節 公務員制度	55
第二節 政治家と官僚	58
第三節 行政機関	61

第七章 司法	69
第一節 司法制度	69
第二節 裁判所の組織と配置	72
第三節 検察制度	74
第八章 政党	80
第一節 政党政治の歴史	80
第二節 55年体制と連立政権	81
第三節 派閥と利益団体	82
第九章 選挙	87
第一節 小選挙区制と比例代表制	87
第二節 選挙権と被選挙権	89
第三節 選挙の分類と規定	90
第十章 外交	106
第一節 外交の基本方針	106
第二節 近隣関係	109
第三節 地域との関係及び外交課題	111
第十一章 防衛	116
第一節 防衛政策	116
第二節 防衛大綱と中期防	121
第三節 防衛省と自衛隊	122
第十二章 地方公共団体	134
第一節 地方自治制度	134
第二節 地方自治体と国との関係	137
第三節 地方自治体の課題	141
付録1 主要関連政治文書	150
付録2 関連表	187
付録3 各章資料目録	209
参考文献	212

第一章 国のシンボル

第一節 国名・年号

1. 国名

国号 国号ともいう日本の国名は通常「日本国」が用いられる。憲法の題名として「大日本帝国憲法」及び「日本国憲法」の表記があるが、条文で「国号を日本国と称する」などと直接かつ明確に規定した法令はない。

日本の別名 昔、「日本」の国号が成立する以前は、対外的には「倭国」または「倭」、「葦原中国」、「大和」等の表記があった。さらに、古くは漢文由来の異称にも、中国大陸の扶桑蓬萊伝説に準えた「扶桑」、「蓬萊」、「東瀛」などの呼び方が多様ある。

「日本」国名の由来 「日本」の最初の用例は确实なものは決めがたい。『日本書紀』は「倭」を遡って「日本」に書き改めているからである。例えば『日本書紀』の条によって645年7月(大化元年七月)に高句麗や百済の使者に示した詔の「明神御宇日本天皇」〔注釈1〕という語が最初とする見解もあるが、語義としての「日本」は、有名な『隋書』大業三年(607年)にある「日出づる処の天子」〔注釈2〕という言葉が知られる。

この頃はまだ「日本」とはされていなかったことが逆に証明される。7世紀成立の中国の『旧唐書』には日本人が倭国の名称を嫌い、国名を日本に改めた〔注釈3〕とある。

「日本」国名の確定 「日本」という国名が最初に公式に定められたのは、701年に施行の『大宝律令』とされる。条文法規に定められる以前、天武天皇の頃から使われていたようである。「天皇」号の使用と「日本」号の使用は軌を同じくするとみられているが、近年発掘された飛鳥池遺跡出土の678年(天武六年)銘の木簡から、この頃「天皇」号が既に使用されていることがわかっている。また、734年には遣唐使井真成の墓誌〔資料一〕として中国大陸でも「日本」という国名が使用されている。

2. 年号

元号の起始 日本では、元号ともいう年号は『日本書紀』によれば、大化の改新(645年)の時に「大化」が用いられたのが最初であるとされる。

一世一元制 明治以前は、天皇の交代時以外にも随意に改元していたが、明治政府は、明治に改元した時に一世一元の詔を發布し、明治以後は、新天皇の即位時に天皇の代毎に改元する一世一元の制〔注釈4〕に変更された。

改元の規定 明治改元の詔は「〇〇年を以て〇〇に改元する」という形式であった為、改元はその年の元日に遡って適用され、それ以後に書かれる書物では、改元前の月日のことでも原則として改元後の元号で書かれた(但し、現在と同様に改元の詔の日から適用するという説もある)。

元号をめぐる論議 戦後、新憲法制定に伴う皇室典範の改正をもって、それまでの元号の法的根拠は消失した。しかし、官民関わらず「昭和」元号の使用が続けられた。

1946年1月には、政治家の尾崎行雄が衆議院議長に改元の意見書をもって「昭和」元号の廃止、「新日本N年」の表記を用いると主張した。これに対して、政治家の石橋湛山は、『東洋経済新報』(1946年1月12日号のコラム「顛正義」)において、元号の廃止と西暦の使用を主張した。

元号使用の現状 1979年6月6日、国会で元号法が成立し、同月12日に公布・即日施行された。現在の日本では、元号についての規定は元号法によって定められ、一世一元の制が維持された。

元号を使用することを義務付ける法律ではなく、また、使用しないことに対する罰条はない。元号法制定にかかる国会審議で「元号法は、その使用を国民に義務付けるものではない」との政府答弁があり、法制定後、多くの役所で国民に元号の使用を強制しないよう注意を喚起する通達が出されている。

改元の例

大正・昭和の改元は改元の詔のあった即日(それぞれ1912年7月30日・1926年12月25日)から、平成は改元の政令が1989年1月7日に公布された翌日(1月8日)から新元号が適用され、1989年1月1日—1月7日の間は昭和64年とされ、平成は適用されない。

第二節 国旗・国歌

日章旗・君が代の法制化 国旗国歌法案は、1999年7月22日の衆議院本会議で、投票総数489、賛成403、反対86で可決(自民、自由、公明三党及び民主党の一部による賛成多数)、同年8月9日午後の参議院本会議で、投票総数237、賛成166、反対71で可決。『国旗及び国歌に関する法律』が成立し、8月13日に公布、施行された。

1. 国旗

日章旗 日章旗の起源は未詳であるが、日本人は古来、「天照大神」という太陽を信仰の対象としており、また国名「日本(ひのもと)」というところからも「日の出」を意識してお

り、「日が昇る」という現象を大切にしていたことが窺える。

日章旗の規格 日本の国旗は日の丸とも呼ばれるが、正式には日章旗という。国旗及び国歌に関する法律の規定によれば、旗の形は縦が横の3分の2の長方形。日章の直径は縦の5分の3で中心は旗の中心であり、法律では日章の赤は「紅色」とされており、地は白色となっている。

日章旗の経緯 琉球王国が船印として、中国への進貢船に日章旗を用いており、江戸時代後期からは薩摩藩の船印としても用いられるようになった。開国後は幕府が日本国共通の船舶旗(船印)を制定する必要が生じたときに、薩摩藩からの進言で日章旗を用いることになった。一般的に日本を象徴する旗として公式に用いられるようになったのはこれが最初であると言われる。確かに戊辰戦争時には官軍が菊花旗、幕府側が日章旗を用いており、国旗として扱われるようになったのは明治以降である。

2. 国歌

日本の国歌の名は「君が代」という。「君が代」の歌は、昔から、日本人の先祖が、皇室の栄えを祈ることで、歌いつづけてきたもので、祝日やおめでたい儀式では歌う。

国歌の歌詞

君が代は、千代に 八千代に、さざれ石の いはほとなりて、こけのむすまで。

この歌は、「天皇のお治めになる御代は、千年も万年もつづいて、おさかえになるように。」という意味である。

国歌の由来 1880年7月、『古今和歌集』に所収された「君が代」を、海軍省は宮内省に軍楽曲にふさわしい曲をと申し入れ、宮内省の林広守、傭い教師のドイツ人エッケルトらが編曲し、式典などに国歌に準じて歌われた歌である。

第三節 国章・国花・国鳥

1. 国章

菊花紋章 日本の法令上では、明確な国章は定められていない。その為、慣例的に天皇家の家紋(「十六弁八重表菊花紋章」ともいう天皇の家紋)が、国章に準じた扱いを受けている。普通は国会議員のつけているバッジの図形はこれである。

五七の桐花紋 一般的に首相・政府(内閣)の慣例的な紋章である「五七の桐花紋」も、国章に準じた扱いを受ける。



左上: 菊花紋章 左下: 五七の桐花紋
右: 十六弁一重表菊花紋章

十六弁一重表菊紋 なお、日本の旅券の表紙に用いられる「十六弁一重表菊花紋章」は、菊花紋章(十六弁八重表菊花紋章)に似ているが、八重と一重の違いがある。

2. 国花

桜 日本では法律で決めた国花はない。桜は日本の国花の扱いの一つに選ばれており、もう一つは菊花である。

桜は主に北半球の温帯と暖帯に分布する、バラ科、桜亜科、桜属の落葉喬木である。日本には山桜など9種を基本にして、変品種をあわせると100以上の桜が自生しており、これから育成された園芸品種は300以上あると言われ、現在でもその数は増えていると言われる。

桜の名の由来 『古事記』に登場する桜の霊「此花咲耶姫」が、最初の種を富士山に蒔いたことで「さくやひめ」と呼ばれ、その名前が「さくら」になったと言われている。

桜の開花 気象庁の報道する「桜の開花」とは、各地域で決められた1本の桜の標本木に5～6輪の花が開いた状態を言う。開花宣言が出されてから満開(1本の木で花芽が80%以上開花した状態)までには、約1週間程かかる。同じ地域でも標高が100m高くなると開花が2～3日遅れる。また、桜前線は九州南部で咲き始めてから、北海道の北部で咲き始めるまで、約2ヶ月もかかって日本列島を北上していく。

花見の風習 花見とは桜を観賞し、遊び楽しむために公園などに出かけることを言う。花見は奈良時代の貴族の行事が起源だと言われる。奈良時代には中国から伝来したばかりの梅が鑑賞されていたが、平安時代に桜に代わってきたようである。「花」が桜の別称として使われるのもこの頃からである。



日本では、毎年3月末から4月の始めにかけて、家族や仲間、会社の同僚が桜の木の下に敷物を敷いて座り、お酒を飲んだり、お弁当を食べたり、歌を歌ったりしながら楽しい一時を過ごす習慣がある。花見の起源は貴族文化的なものであり、桜の咲き具合でその年の豊凶を占う農民文化的なものであると言われる。

3. 国鳥

日本の国鳥は、1947年に日本鳥学会において選定された雉である。これを定めた法律などはなく、慣習による。選ばれた理由の一つが狩猟に好適だったということもあり、留鳥で1年中姿が見え、日本固有種であるため日本の象徴になっている。このほか、各県で県鳥が定められている。



日本では国鳥である雉を狩猟している。1970年には雉と高麗雉あわせて80万羽余りが捕獲されていたが徐々に減り、2004年は10万羽余りが捕獲されている。近年では主に養殖されたものが食用に用いられる。



注釈

1. **明神御宇日本天皇**: 720年にできた『日本書紀』には、「日本」という漢字が満ち溢れているが、その「日本」の文字は「ニホン」と読まれなかった。表題の『日本書紀』は「やまとふみ」、「日本武尊」は「やまとたけるのみこと」、「日本」はすべて「やまと」と読まれていた。「倭」も「大和」も「日本」もすべて「やまと」と読む。
2. **「日出づる処の天子」**: 607年、聖徳太子の派遣した第一回遣隋使の小野妹子は隋の煬帝に献上した「日出づる処の天子」に始まる国書の言葉である。「日出」国とは「日ノ本」意味になる。
大業三年、其王多利思北孤遣使朝貢。使者曰：“聞海西菩薩天子重興佛法，故遣朝拜，兼沙門數十人來學佛法。”其國書曰“日出處天子至書日沒處天子無恙”云云。帝覽之不悅，謂鴻臚脚曰：“蠻夷書有無禮者，勿復以聞。”（唐・魏徵等著《隋書》卷八十一，列傳第四十六）
3. **国名の改め**: 日本という国名について『旧唐書』の記述は下記の通りである。
日本國者，倭國之別種也。以其國在日邊，故以日本為名。或曰：倭國自惡其名不雅，改為日本。或云：日本舊小國，並倭國之地。”（後晉・劉昫等著《舊唐書》卷一百九十九上，列傳第一百四十九上，東夷 倭國 日本國）
4. **一世一元制**: 天皇一代にただ一つの年号(元号)を用いて改めない制度である。1868年までは、天皇一代に数回改元にも及ぶことが多かった。



質問

1. 「日の丸」は何を指す?
2. 「君が代」の君は誰を指す?
3. 「大和」は何を意味するか?
4. 「平成」という年号は何年から始まったのか?



思考問題

1. なぜ日本の年号は西暦とともに使われている。
2. なぜ日本の国章は何種類も使われている。

豆知識(1)

日本のイメージ富士山

2010年11月6日、中国紙・法制日報が北京の高校生約500人を対象に実施した「日本に対するイメージ」に関するアンケートによると、最も多かった答えは「さくら」と「富士山」であった。

古来より、富士山周辺には不老不死伝説が多く存在している。太古の人達も不老不死の

秘薬を求めて、富士山にやってきた。かぐや姫の持っていた不老長寿の秘薬を携え富士山に
来た始皇帝の命を受けて不老不死の秘薬を求めてやってきた徐福説もある。

富士山は、山梨県と静岡県に跨る活火山である。標高3,776 m、日本最高峰(剣ヶ峰)の独立
峰で、その優美な風貌は日本国外でも日本の象徴として広く知られている。

富士山が800—802年(延暦年間)、864年(貞観6年)に大噴火、最後に1707年(宝永4年)の大
噴火で、噴煙は成層圏まで到達し、江戸では約4cmの火山灰が降り積もった。また、宝永大噴
火によって富士山の山体に宝永山が形成された。その後も火山性の地震や噴気が観測され
ており、今後も噴火の可能性が残されている。

2013年6月、富士山が世界文化遺産に登録された。これは、富士山という自然の営みに宗
教性、芸術性を見出してきた日本人の自然観や文化観が国際的に認められたからであり画期
的なことであった。



資 料

遣唐使井真成の墓誌

井真成は文武天皇3年(699年)一天平6年/開元22年(734年))に、唐代の
日本人の留学生または官吏である。日本名は不明。

中国の古都・西安にある西北大学構内の建築現場で発見された墓誌(現
在西北大学付属博物館が所蔵)2004年10月12日に発表した。

墓誌には、遣唐留学生井真成が「尚衣奉御」の官職を遺贈されたなどと記
されている(■は、判読できない文字)。

これは考古学的に、中国で発見された最初の日本人の墓誌であり、現存
の石刻資料のなかで日本の国号を「日本」と記述した最古の例である。

贈尚衣奉御井公墓誌文并序

公姓井字真成國號日本才稱天縱故能
 ■ 命遠邦馳騁上國蹈禮樂襲衣冠束帶
 ■ 朝難與儔矣豈圖強學不倦聞道未終
 ■ 遇移舟隙逢奔駟以開元廿二年正月
 ■ 日乃終于官弟春秋卅六皇上
 ■ 傷追崇有典詔贈尚衣奉御葬令官
 ■ 卽以其年二月四日窆于萬年縣澹水
 ■ 原禮也嗚呼素車曉引丹旌行哀嗟遠
 ■ 兮頽暮日指窮郊兮悲夜臺其辭曰
 ■ 乃天常哀茲遠方形既埋于異土魂庶歸于
 故郷

(墓誌の抄訳)

姓は井、字(あざな)は真成。国は日
本と号す。生まれつき優秀で、国命
で遠くにやってきて、一生懸命努力
した。学問を修め、正式な官僚とし
て朝廷に仕え、活躍ぶりは抜きんで
ていた。ところが思わぬことに、急
に病気になり、開元22年(734年)の
1月に官舎で亡くなった。36歳だっ
た。皇帝は大変残念に思い、特別な
扱いで埋葬することにした。体は
この地に埋葬されたが、魂は故郷に
帰るにちがいない。

出典: <http://ja.wikipedia.org/wiki/井真成>



第一章主要漢字名詞の読み方

明神御宇日本天皇[あきつみかみとあめのしたしらすやまとのすめらみこと]
葦原中国[あしはらのなかつくに]
石橋湛山[いしばしたんざん]
一世一元[いっせいいちげん]
御代[おだい]
尾崎幸雄[おざきゆきお]
開花[かいか]
海軍省[かいぐんしょう]
改元[かいげん]
家紋[かもん]
官軍[かంగん]
雉[きじ]
菊花紋章[きっかもんしょう]
君が代[きみがよ]
百濟[くだら]
宮内省[くないしょう]
軍楽曲[ぐんがっきょく]
元号[げんごう]
高句麗[こうくり]
国号[こくごう]
国章[こくしょう]
国鳥[こくちょう]
国名[こくめい]
五七の桐花紋[ごしちのきりはなもん]
国旗[こっき]
桜[さくら]
咲耶姫[さくやひめ]

桜前線[さくらぜんせん]
薩摩藩[さつまはん]
進貢船[しんこうせん]
井 真成[せいしんせい/ いのまなり]
先祖(せんぞ)
大化[たいか]
霊[たま]
千代[ちよ]
天皇家[てんのうけ]
天武天皇[てんむてんのう]
東瀛[とうえい]
日章旗[にっしょうき]
年号[ねんごう]
罰条[ばつじょう]
日出国[ひいずるくに]
一重[ひとえ]
日の丸[ひのまる]
扶桑[ふそう]
船印[ふなじるし]
蓬莱[ほうらい]
戊辰戦争[ぼしんせんそう]
詔[みことのり]
木簡[もっかん]
八重[やえ]
八千代[やちよ]
山桜[やまざくら]
大和[やまと]
倭国[わこく]

第二章 憲法

第一節 大日本帝国憲法(明治憲法)

大日本帝国憲法は近代立憲主義に基づく日本の最初の憲法で、アジアにおいても初めての憲法である。単に帝国憲法とも呼ばれ、一般的に明治憲法と呼ばれる。明治憲法は、1889年2月11日に公布し、1890年11月29日に施行された。1946年に公布された日本国憲法(新憲法)との対比で旧憲法と呼ばれることも多い。

1. 明治憲法の背景

天皇制絶対主義政権の成立 1867年11月9日、江戸幕府第15代将軍の徳川慶喜が明治天皇に統治権の返還を表明し、翌日、天皇がこれを勅許し、史上は大政奉還という。

1868年1月3日に江戸幕府は廃止され、新政府(明治政府)が設立されたことは王政復古と言われる。新政府は天皇の官制大権を前提として天皇制絶対主義政権が成立して、近代的な官僚制の構築を目指した。

五箇条の御誓文 王政復古によって設置された三職(総裁、議定、参与)のうち、実務を担う参与の一員となった木戸孝允らは公議輿論の尊重と開国和親を基調とした新政府の基本方針を五箇条にまとめた。1868年4月6日、明治天皇がその実現を天地神明に誓ったものが五箇条の御誓文である。

「五箇条の御誓文」

- 一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

太政官制 新政府は五箇条の御誓文を実施するため、1869年7月25日、版籍奉還、1871年8月29日に廃藩置県が実施され、同年には太政官制^[注釈1](明治政府の最高行政機関)

の下で、左院は官撰の議員によって構成される立法議事機関となった。

太政官制により、日本は封建的な幕藩体制に基づく代表的君主制から、近代的な官僚機構を擁する直接的君主制に移行した。

身分制の改革 明治政府は版籍奉還と同時に、士農工商の封建的身分制を廃止して、公家と大名を華族に、武士を士族に、その他の農工商を平民に改組した。1870年に平民に苗字を許可し、1871年には穢多非人解放令を布告し、平民の族籍に編入することとした。

民撰議院設立の建白 1874年、副島種臣、板垣退助、後藤象二郎、江藤新平らが連署して、民撰議院設立建白書を左院に提出した。この建白書では、官撰ではなく民撰の議員で構成される立法議事機関を開設すると主張された。これを機縁として、薩長藩閥による政権運営に対する批判が自由民権運動となって盛り上がり、各地で政治結社が行われた。

立憲政体の詔書 明治初期、各地で不平士族による反乱が頻発して、1874年の佐賀の乱、1876年の神風連の乱、1877年の西南戦争などが挙げられる。大久保利通、伊藤博文ら政府要人と、木戸孝允、板垣退助らの民権派の会談である大阪会議の結果として、1875年4月14日、立憲政体の詔書(漸次立憲政体樹立の詔)^[注釈2]が出された。すなわち、元老院、大審院、地方官会議を置き、段階的に立憲君主制に移行することを宣言した。

「立憲政体の詔書」(抄)

…茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立汝衆庶ト俱ニソノ慶ノ頼ラント欲ス…

2. 明治憲法の制定

1876年9月6日、明治天皇は元老院議長・有栖川宮熾仁親王へ国憲起草を命ずる勅語を發した。この勅語では、「朕、ここにわが建国の体に基づき、広く海外各国を成法を斟酌して、もって国憲を定めんとす。なんじら、これが草案を起創し、もってきこしめせよ。朕、まさにこれを撰ばんとす」として、各国憲法を研究して憲法草案を起草せよと命じている。元老院はこの諮問に応じて、憲法取調局を設置した。

日本国国憲按 1880年、元老院は「日本国国憲按」を成案として提出し、また、大蔵卿・大隈重信も「憲法意見」を提出した。このうち、「日本国国憲按」は皇帝の国憲遵守の誓約や議会の強い権限を定めるなどベルギー憲法(1831年)やプロイセン憲法(1850年)の影響を強くうけていたため、岩倉具視・伊藤博文らの反対にあい、大隈の意見ともども採択されるに至らなかった。

国会開設 岩倉具視を中心とする勢力は明治十四年(1881年)の政変によって大蔵卿・大隈重信を罷免し、その直後に御前会議を開いて国会開設を決定した。その結果、1881年10月12日に国会開設の勅諭が發された。

国会開設勅諭

第一に、1890年の国会(議會)開設を約束し、
第二に、その組織や権限は政府に決めさせること(欽定憲法)を示し、
第三に、これ以上の議論を止める政治休戦を説き、
第四に、内乱を企てる者は処罰すると警告している。

憲法体制の確定 1882年3月、「在廷臣僚」として、参議・伊藤博文らは政府の命をうけて渡欧し、ドイツ系立憲主義の理論と実際について調査を始めた。伊藤はドイツの学者から、「憲法はその国の歴史・伝統・文化に立脚したものでなければならぬから、いやくも一国の憲法を制定しようというからには、まず、その国の歴史を勉強せよ」というアドバイスをうけ、プロイセン(ドイツ)の憲法体制が最も日本に適すると信ずるに至った。翌1883年に伊藤らは帰国し、井上毅に憲法草案の起草を命じ、憲法取調局(翌年、制度取調局に改称)を設置するなど憲法制定と議會開設の準備を進めた。

夏島草案 1885年には太政官制を廃止して内閣制度が創設され、伊藤博文が初代内閣総理大臣となった。井上毅は、ドイツ人の政府法律顧問などの助言を得て起草作業を行い、1887年5月に憲法草案を書き上げた。この草案を元に、夏島(神奈川県横須賀市)にある伊藤博文の別荘で検討を重ね、夏島草案をまとめた。その直後、伊藤は天皇の諮問機関として枢密院を設置し、自ら議長となってこの憲法草案の審議を行った。枢密院での審議は1889年1月に結了した。

明治憲法の発布と施行 1889年2月11日、明治天皇より「帝国憲法詔勅」が出されるとともに明治憲法が発布され、国民に公表された。この憲法は天皇が黒田清隆首相に手渡すという欽定憲法の形として、日本は近代憲法を有する立憲君主国家となった。また、明治憲法は第1回帝国議會が開会された1890年11月29日に施行された。憲法と共に皇室の家法である『皇室典範』も定められ、議院法、貴族院令、衆議院議員選挙法、会計法なども同時に定められた。

3. 明治憲法の性質と特徴

明治憲法は立憲主義の要素と国体の要素をあわせもつ欽定憲法であり、立憲主義によって議會制度が定められ、国体によって議會の権限が制限された。

明治憲法成立後の統治構造は、内閣や国務大臣、帝国議會、裁判所、枢密院、陸海軍などの国家機関が各々独立して天皇に輔弼ないし協賛の責任を持つという形をとっているのので、憲法学者らによって外見的立憲主義、王権神授説と評された。

立憲主義の要素

- (1) 言論・結社の自由や信書の秘密など臣民の権利が法律で保障。
- (2) 帝国議會を開設し、衆議院は公選された議員からなること。
- (3) 天皇の行政大権の行使に国務大臣の輔弼を必要とする体制。
- (4) 司法権の独立を確立したこと。